

重要事項説明書

令和6年9月1日現在

1. 事業者

名称	一般財団法人 共愛会
所在地	〒708-0332 岡山県苫田郡鏡野町吉原312番地
法人種別	一般財団法人
代表者の職・氏名	理事長 藤本宗平
電話番号	0868-54-0312

岡山県知事から指定を受けている事業所名称 (医療機関コード)	一般財団法人共愛会 訪問介護ステーション ヘルパー24
障害者自立支援法令に基づき岡山県知事から指定を受けている 居宅介護サービス種類	指定居宅介護

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ステーション ヘルパー24
指定番号	3313500021
所在地	〒708-0332 岡山県苫田郡鏡野町吉原306番地
電話番号	0868-54-4324
通常の事業の実施地域	津山市(旧津山市地域・旧久米町地域)・鏡野町(旧鏡野町地域) 美咲町(旧中央町地域)

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定障害福祉サービスである居宅介護の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児の意思及び人格を尊重し、居宅介護等を提供することを目的とする。
運営方針	1. 事業所は、居宅介護等を利用する利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、日常生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。 2. 利用者の必要なときに必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。 3. 関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数
管理者	1名(サービス提供責任者を兼ねる)
サービス提供責任者	3名以上(うち1名は管理者を兼ねる)
訪問介護員	5名以上
事務	1名以上

5. 営業時間

営業日 営業時間	月曜日～金曜日（ただし12/31～1/3を除く） 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供日 サービス提供時間	年中無休 24時間

6. サービス内容と利用料

サービス内容	<p>①身体介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・身体の清拭、洗髪 ・入浴の介護 ・その他必要な身体介護 <p>②家事援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理 ・衣類の洗濯、補修 ・住居等の掃除、整理整頓 ・生活必需品の買い物 ・その他必要な家事 ・関係機関との連絡 <p>③通院等介助</p> <p>通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談の為に利用する場合に限る）の為に屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。</p>
提供方法	<p>①事業所では上記のサービス内容から居宅介護計画を定めてサービスを提供します。居宅介護計画は、市町村が決定した支給量と利用者の意向や心身の状況を踏まえて具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。居宅介護計画は利用者や家族に事前に説明し、同意を頂くと共に利用者の申し出により、いつでも見直すことが出来ます。</p> <p>②利用者の急変等の事情により、訪問時間が30分以上ずれる場合は電話連絡により訪問時間等の相談をさせていただきます。</p> <p>③交通事情により15分～20分程度の訪問時間のずれを御了承下さい。</p>
利用料	<p>居宅介護</p> <p><初回加算> 200単位/月</p> <p>新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、訪問又は同行訪問した場合に初回の月のみ算定（過去2ヶ月に当事業所からのサービスを受けていない場合にも算定されます。）</p> <p><緊急時訪問介護加算> 100単位/回（月2回まで）</p> <p>居宅介護計画において、計画的に訪問することとなっていない居宅介護を緊急に行った場合に算定されます。</p> <p><特別地域加算> 所定単位数の15%を加算</p> <p>厚生労働大臣の定める地域に居住する者にサービスを提供した場合に算定されます。この算定をした場合は交通費をいただきません。</p> <p><福祉・介護職員等処遇改善加算> 所定単位数の41.7%を加算/月</p> <p>福祉・介護職員等の資質向上や雇用管理の改善、労働環境改善の取組がより一層促進されるよう創設されました。</p> <p><福祉専門職員等連携加算> 564単位/回（3回まで）</p> <p>精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合初回サービスより90日間に算定されます。</p>